

平成 30 年度 第 2 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 平成 30 年 11 月 21 日 (水) 午前 9 時 00 分
会場 職員研修室

1 開会

2 議事

(1) 諮問第 1 号

被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集について

(2) 諮問第 2 号

母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について

(3) 報告第 1 号

特定個人情報保護評価 (PIA) 取組状況

(4) 報告第 2 号

死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて

3 その他

4 閉会

平成30年度第2回運営審議会資料一覧

資料番号	資料名	頁
諮問第1号		
-	諮問書(写し)	1
資料第1号	被災者生活再建支援システム導入に係る個人情報の取扱いについて	2
諮問第2号		
-	諮問書(写し)	31
資料第2号	母子保健システム導入に係る個人情報の取扱いについて	32
報告第1号		
資料第3号	特定個人情報保護評価(PIA)取組状況	36
報告第2号		
資料第4号	死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて	39

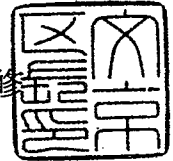


30文総第880号
平成30年11月12日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成30年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第8条第2項第6号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集について

2 諮問の趣旨

平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書の遅滞なき発行及び被災者台帳の作成が義務付けられたことなどを受け、災害発生時における被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、「被災者生活再建支援システム」を導入する。

当該システムは、住民基本台帳による住民情報及び固定資産台帳による家屋情報を活用し、建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理するものである。また、平常時から住民情報及び家屋情報を当該システムに取り込むことにより、災害が発生した時には、効率的に建物被害認定調査を実施し、迅速に罹災証明書を発行するなど、遅滞なく被災者の援護が実施できるようにする。

このうち、家屋情報については、東京都が保有している個人情報であるため、東京都から個人情報の提供を受ける必要がある。

本件は、個人情報を本人以外のものから収集することになるため、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第6号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて貴審議会のご意見をお伺いする。

被災者生活再建支援システム導入に係る個人情報の取扱いについて

1 経緯

東京都及び都内各市区町村では、被災者生活再建支援に関する一連の業務をサポートする情報システム（以下「被災者生活再建支援システム」という。）の導入を促進している。

この「被災者生活再建支援システム」は、平成23年度に東京都、国、京都大学や民間企業を含めた産学官連携のもとに開発され、住民基本台帳による住民情報及び固定資産台帳による家屋情報を活用し、建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理するシステムである（東京都及び都内各市区町村で共同利用）。

本区においても、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書の遅滞なき発行（第90条の2）及び被災者台帳の作成（第90条の3）が義務付けられたこと並びに被災者生活再建支援システムが、この度、LGWAN-ASP（※1）として提供されることとなったことを受け、これを利用して事業を行うものである。

※1 LGWAN-ASP・・・地方自治体が電子メールやWebページなどを、セキュリティ対策が適切に講じられた、安全な状態のインターネットを通じて利用する仕組みのこと。地方自治体間のIT化格差やIT活用格差を解消させるとともに、行政事務の効率化、住民サービスの向上を目的としている。

2 被災者生活再建支援システムの概要（別紙1のとおり）

(1) 住民情報・家屋情報のシステム登録

住民基本台帳システム（区が管理）から住民情報を、東京都（主税局）から家屋情報（※2）を、電磁的記録媒体（DVD等、パスワード保護によりセキュリティを担保）で受領し、LGWAN（行政機関専用のコンピューターネットワーク）を介して被災者生活再建支援システムに登録する。登録は、システム稼動時（初回は、平成31年1月を予定している。）に防災課職員により全件セットアップする（2回目以降については、毎年7月にデータを受領し、更新作業を行う予定である。）。

また、システムのサーバは民間事業者が管理するデータセンターに設置され、そこでは、LGWANを活用し、遠隔保守や第三者が物理的にハードウェアに触れない等のセキュリティ対策及びセキュリティポリシーにのっとった対策（ID・パスワードの設定等）を行う。

※2 家屋情報・・・家屋の所在地番、種類（用途）、構造、床面積、所有者の住所・氏名、家屋の住所、建物番号（マンション名、ビル名）、家屋番号、屋根の種類、階建て及び階部分（区分所有家屋において当該専有部分が何階にあるか）

(2) 家屋被害調査・罹災証明書発行

災害発生時に、登録された住民情報及び家屋情報を基に家屋の被害調査を実施する。具体的には、GIS（地理情報システム）を利用した調査票をシステムから出力し、調査後調査結果を記入した調査票をスキャナでシステムに取り込み、住民情報及び家屋情報と突合しデータ化することで、罹災証明書の発行と被災者台帳の作成を遅滞なく行い、被災者の早期生活再建を支援する。

(3) 生活再建支援状況の管理

発災後、被災者ごとに生活再建支援金の給付状況、各種減免の実施状況等を入力し、生活再建支援状況を管理することで、被災者への支援漏れを防ぐとともに、文京区が行う被災者生活再建支援業務を円滑化する。

また、東京都（主税局）に対し、罹災証明書発行に係る情報提供等に関する協定（以下「協定書」という。別紙2参照）に基づき、災害時に、罹災証明書を発行する際に文京区が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。被災者台帳に記録される情報の一部。）を電磁的記録媒体（DVD等）により提供する。これは、東京都が行う被災者生活再建支援業務に利用するため、東京都震災復興マニュアル（別紙3）及び区市町村震災復興標準マニュアル（別紙4）に基づく東京都からの要請により行うものである。

(4) システムに記録される個人情報

固定資産台帳による家屋情報等（詳細は、別紙5のとおり）

(5) 取扱件数

約13万5千件（区内全世帯数）

3 個人情報の取扱い

(1) 諮問事項

ア 家屋台帳の情報の提供（協定書第2条）

東京都から家屋情報を収集することは、個人情報の本人以外収集に該当するため、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第2項第6号に基づき、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）へ諮問する。

なお、個人情報を本人以外から収集したときは、その旨を本人に通知しなければならないが、本件は、対象者が一定期間において大量であり、かつ、罹災証明書の早期発行や被災者に対する公的支援を迅速かつ効果的に実施する上では、災害の発生に備え、平時から体制を整備しておくことが求められており、当該個人情報の収集は、公益上の必要性が高いものであることから、本人が通知を受けても選択する余地はなく、個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づき、事前に運営審議会に意見を聴いて決定した「本人同意のない本人以外収集における本人あて通知の省略基準表」の整理番号3に該当するとして、本人宛て通知は省略するものである。

(2) その他

ア 被災者情報の提供（協定書第6条）

被災者台帳は、災対法第90条の3に基づき、災害が発生した場合において、当該災害の

被災者の援護を実施するための基礎として作成するものであり、被災者台帳に記録された情報を利用及び提供できる場合は、災対法第90条の4に限定的に規定されている。

つまり、災対法第90条の4に基づき、被災者台帳の情報を利用及び提供することは、被災者台帳の利用目的の範囲内と整理され、被災者台帳に記録される情報の一部である被災者情報を、東京都が被災者生活再建支援業務に利用するために提供することは、被災者台帳の利用目的の範囲内の提供と整理できる。

○ 災害対策基本法

(1) 第90条の3

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる。

(2) 第90条の4

市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報を提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 住民情報の利用について

住民基本台帳システムとの連携により、住民情報を入手し、利用することについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条に基づくものであり、住民基本台帳の利用目的の範囲内と整理できる。

4 セキュリティ対策

(1) ネットワーク

- ア 文京区・被災者生活再建支援システム(LGWAN-ASP)間
LGWAN回線を使用する。
- イ 被災者生活再建支援システム(LGWAN-ASP)・運用保守事業者間
VPN(※3)によりリモートメンテナンスを実施する。

※3 VPN・・・通信事業者の公衆回線を経由して構築された仮想的な組織内ネットワーク。また、そのようなネットワークを構築できる通信サービス。企業内ネットワークの拠点間接続などに使われ、自社ネットワーク内部の通信のように遠隔地の拠点との通信が行うことができる。

ウ データ

通信経路におけるデータの暗号化（SSL）を行う。

(2) ユーザー権限制御

ア ID・パスワードによりユーザー認証を行い被災者生活再建支援システムのユーザー権限制御により、機能単位で住民情報へのアクセスを管理する。

イ ID・パスワード・物理キー（ID カード等）により端末のユーザー認証を行い、端末を操作できる者を限定する。

ウ ユーザーは区職員（主に災害時、災対区民部に従事する職員を想定する。）

(3) 端末管理

ア 電子証明書により端末認証を行い、被災者生活再建支援システムに接続できる端末を限定する。

イ 端末設置場所は、以下のとおりとする。

① 住家被害認定調査票出力・読込用端末（1台）

防災課（防災センター）を予定している。

② 罹災証明書発行端末（9台）

区民課及び各地域活動センター8箇所（礪川地域活動センターを除く。）を予定している。

(4) ログ管理

ア 端末・ユーザー単位でログの管理を行う。

(5) 帳票管理

ア 被災者生活再建支援システムで使用する帳票は、システムを利用する区職員が鍵付き書類棚に収納し、施錠管理を行う。

(6) データセンター（東京都内に11拠点存在する。）

ア 設備の概要

- ・ 耐震設備（震度7クラス）とする。複数の免震装置により地震の影響を最小限に抑制する。

- ・ 超高感度煙検知システム、ガス消火、排煙設備、防火区画を完備し、災害発生時施設の安全性を担保する。

- ・ 電源設備（48時間無給油自家発電）、空調設備（24時間）を備える。

イ セキュリティ対策

- ・ 入退館管理（IDカード・生体認証）のあるものとする。

- ・ 24時間監視カメラを通路やサーバールーム内に設置することで、動線上における複数のカメラを用いて監視を強化する。

- ・ 共連れ防止ゲートを設置し、共連れ通行等の不正を防止する。

(7) データ管理

ア 共通事項

① 被災者生活再建支援システムのデータベースは、区市町村ごとに論理的に分離して管理を行う。

イ 家屋情報

② 家屋情報は、電磁的記録媒体（DVD等）を鍵付きの専用ケースにより担当者を限定し

- ② 家屋情報は、電磁的記録媒体（DVD等）を鍵付きの専用ケースにより担当者を限定して、文京区防災課職員が運搬等の管理を行う。
- ③ システム記録後の電子記録媒体（DVD等）の取扱いについては、協定書に基づき、システムを所管する文京区防災課で破壊（破棄）するものとする。

ウ 被災者情報

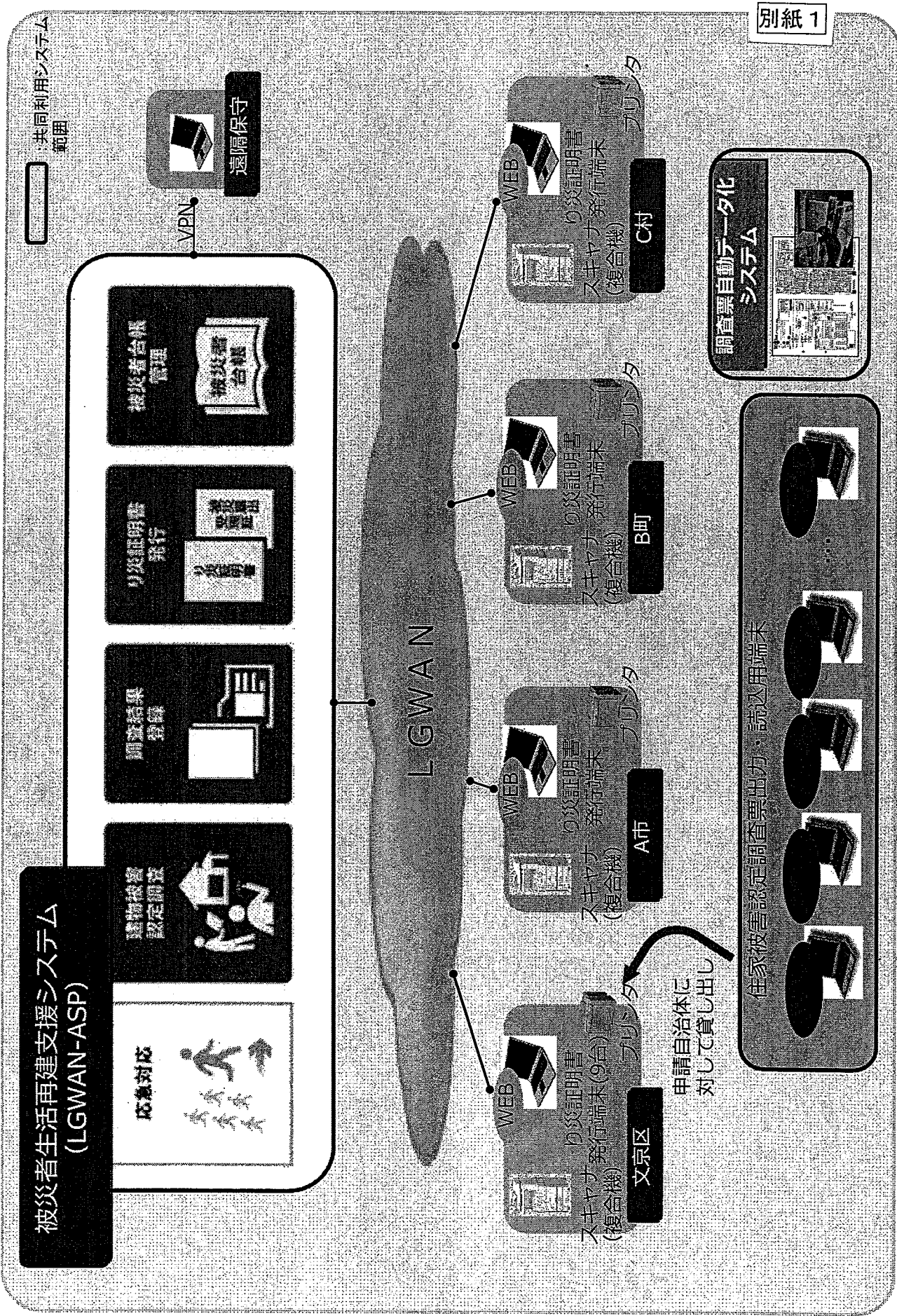
- ① 被災者情報は、電磁的記録媒体（DVD等）を鍵付きの専用ケースにより担当者を限定して、東京都主税局職員が運搬等の管理を行う。
- ② システム記録後の電子記録媒体（DVD等）の取扱いについては、協定書に基づき、システムを所管する東京都主税局で破壊（破棄）するものとする。

5 今後の予定

平成 31 年 1 月 文京区における被災者生活再建支援システムの稼働

別紙1

被災者生活再建支援システム共同利用型システム構成



罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）及び文京区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成28年3月東京都総務局修正。以下「震災復興マニュアル」という。）及び区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月東京都総務局修正。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 固定資産家屋課税台帳のうち第14条の実施細目に定める項目
- (2) 前号の項目に係るコードの読替表

(家屋台帳の情報の提供)

第2条 甲は、乙が罹災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル復興施策編第1章第2-1「都民被害の状況把握」並びに標準マニュアル第1章第2-1「家屋・住家の被害状況の把握」及び同章第3-1「罹災証明書交付の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

(目的外利用の禁止)

第3条 乙（乙が指定した者を含む。）は、甲から提供された家屋台帳の情報を罹災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

(家屋台帳の情報の管理)

第4条 乙（乙が指定した者を含む。）は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

- 2 乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙（乙が指定した者を含む。）の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

(過年度情報の消去等)

第5条 乙は、第2条の規定により家屋台帳の情報の提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

- 2 乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記載した書面を、甲に提出しなければならない。

(被災者情報の提供)

第6条 乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル復興施策編第1章第2-1「都民被害の状況把握」及び同章第2-3「都民生活の復旧・復興状況把握」並びに標準マニュアル第1章第2-2「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び同章第2-5「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、罹災証明書を発行する際に乙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲に提供するものとする。

- 2 前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 乙は、被災者に罹災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。

(目的外利用の禁止)

第7条 甲（甲が指定した者を含む。）は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

(被災者情報の管理)

第8条 甲（甲が指定した者を含む。）は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

- 2 甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。
- 3 甲（甲が指定した者を含む。）の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。

(被災者情報の消去等)

第9条 甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。

(情報提供の頻度)

第10条 甲は、乙に対して年1回、家屋台帳の情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第6条第1項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携及び協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲及び乙で協議して定める。

(案)

(個人情報保護手続の完了)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集について、それぞれ東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）及び文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成5年3月文京区条例第7号）の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報保護審議会及び文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関し必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

この協定の合意の証として、甲及び乙は、正本2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成澤廣修

罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定
実施細目

東京都（以下「甲」という。）及び文京区（以下「乙」という。）は、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の意義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、協定で使用する用語の例による。

（家屋台帳の情報の提供方法）

第2条 協定第2条の規定により甲が提供する家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋（全件分）、区分所有家屋（主棟分）及び共有者の四つのファイルに分割するものとする。

2 協定第1条第2項第1号の固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

（1）一般家屋ファイル・区分所有家屋（全件分）ファイル・区分所有家屋（主棟分）ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号（街区符号）	所在番号（住居番号）	所在番号（枝番）
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者区市郡名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種類用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階（自）	登記居住階（至）
登記床面積		

（2）共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	共有者都道府県名
共有者区市郡名	共有者住所	共有者方書
共有者持分分母	共有者持分分子	

3 協定第1条第2項第2号のコードの読替表は、次に掲げるコード表とする。

- （1）登記種類用途コード表
- （2）登記構造コード表
- （3）登記屋根コード表

(案)

(家屋台帳の情報の提供形態)

第3条 前条のファイルの形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

2 甲は、前項のファイルについて、暗号化処理し、かつ、電磁的記録媒体に記録した上、乙に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、甲が用意するものとする。

(情報記録媒体の授受及び搬送等)

第4条 家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（以下この条において「情報記録媒体」という。）の授受は、甲が指示する方法により、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 情報記録媒体の搬送は、乙の責任において、乙の職員が行うものとする。

3 乙は、情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。第7条第3項において同じ。）及び汚損の防止に努めなければならない。

(被災者情報の提供形態)

第5条 協定第6条の規定により乙が提供する被災者情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

2 乙は、前項に規定するファイルについて、電磁的記録媒体に記録した上、甲に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、乙が用意するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、災害等の状況により電磁的記録媒体での提供が困難であると認めるときは、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。

(家屋台帳の情報の提供時期)

第6条 協定第10条第1項の規定により甲が乙に対して情報を提供する時期は、おおむね7月とする。ただし、協定締結初年度の提供時期については、甲及び乙が協議して定める。

(被災者情報記録媒体の授受及び搬送等)

第7条 被災者情報を記録した電磁的記録媒体又は書面（以下この条において「被災者情報記録媒体」という。）の授受は、甲及び乙が協議の上、方法、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 被災者情報記録媒体の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。

3 甲は、被災者情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損及び汚損の防止に努めなければならない。

平成30年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成澤廣修

1 都民被害の状況把握

項目名	(1) 家屋・住家の応急危険度判定 (応急)
被災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。	

■震災前の行動

具体的な行動名	実施時期	所管部署	内容・方法
○ 調査結果報告等の様式の策定		都市整備局	○ 本調査における関係局の必要情報を整理し、区市町村の結果報告、関係局への集約情報提供の様式を定める。 (「被災建築物応急危険度判定結果集計表」) (今後の検討項目)
○ 応急危険度判定員名簿の更新			○ 応急危険度判定員の名簿を年2回、更新する。
○ 応急危険度判定員への情報提供			○ 応急危険度判定員に対して、区市町村が実施している模擬訓練、講習会等についての情報提供を行う。
○ 区市町村等との連絡訓練の実施			○ 区市町村や関連団体との連絡訓練を年1回実施する。

■震災後の行動

具体的な行動名	実施時期	所管部署	内容・方法
ア 応急危険度判定員の派遣	被災直後	都市整備局	① 災害対策本部の下に、区市町村の応急危険度判定の支援を行う応急危険度判定支援本部を設置する。
		区市町村	② 被災区市町村は、都市整備局の防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員を招集する。必要人員が充足されない場合は、都に支援要請を行う。
		都市整備局	③ 応急危険度判定支援本部は、区市町村からの支援要請があった場合、登録ボランティア及び他の自治体等に出動要請を行う等、支援及び調整をする。 ④ 地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県及びその他道府県の支援本部に対し必要な支援を要請する。都市再生機構へは、国交省を通じて支援を要請する。
イ 応急危険度判定の周知	被災直後	都市整備局 区市町村	① 被災者に、広報等により、応急危険度判定の目的等について周知を図る。
ウ 調査結果等の集約	被災直後～	区市町村	① 調査を実施した区市町村は、実施日ごとに「被災建築物応急危険度判定結果集計表」を取りまとめるとともに、災害情報システム(DIS)のメール等により都市整備局に報告する。
		都市整備局	② 都市整備局は、区市町村からの結果の報告を集約し、その結果を災害対策本部、復興本部総括部及び関係局に提供する。

1 都民被害の状況把握

項目名	(2) 被災宅地の危険度判定 (応急)
<p>大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。</p> <p>宅地造成等規制法第2項第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。</p>	

■震災前の行動

具体的行動	実施機関	内容
○ 都と区市町村の相互支援体制の整備	都市整備局	○ 判定を円滑に行うため、連絡体制を整備する。 ○ 被災宅地危険度判定に必要な判定資機材を区市町村に協力して備蓄する。

■震災後の行動

具体的行動	実施時期	実施機関	内容
ア 被災宅地危険度判定の実施	被災後速やかに判定を実施し、中地震では2週間程度以内、大地震では1か月程度以内に終了する。	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村は、管内に危険な宅地被害が発生していると予想される時は判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。 ② 区市町村は判定を要すると判断し判定実施を決定した場合、ただちに危険度判定実施本部を設置する。 ③ 危険度判定実施本部は、被害状況等に基づき判定実施計画を作成するが、被災の範囲、被災地の状況や判定作業の進行に応じて見直しを行う。 ④ 危険度判定実施本部は、判定実施計画に基づき判定を実施する。 ⑤ 区市町村長は判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ⑥ 区市町村は判定に必要な被災宅地危険度判定士数や資機材が足りない場合は都に支援要請を行う。
		都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村から支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置する。 ② 支援本部は、要請内容や被害状況を整理し支援実施計画を策定するが、実施状況報告を踏まえ、逐次計画を見直す。 ③ 支援本部は支援計画に基づき、防災ボランティア制度を活用し被災宅地危険度判定士の派遣、資機材の貸与等の支援措置を講じる。 ④ 災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請、若しくは国土交通省に対し調整を要請する。

具体的行動名	実施時期	所管部署	実施方法
イ 被災宅地危険度判定の周知	被災直後	区市町村	① 被災地域の住民に、報道機関、防災無線、広報車、ビラ等の地域に密着した情報媒体の活用や相談窓口を設置等により被災宅地危険度判定実施及びこれに関する情報の周知を図り、理解を得る。 ② 宅地所有者に対する判定結果の説明・相談 ③ 報道機関等から問い合わせに対応する。
		都市整備局	① 区市町村の協力のもと判定実施の状況等について報道機関等を通じて情報提供に努めるとともに、報道機関等から問い合わせに対応する。
ウ 調査結果等の集約	判定直後～	区市町村	① 調査を実施した区市町村は、実施日ごとに「実施状況報告」を取りまとめるとともに、災害情報システム(DIS)のメール等により都市整備局に通報する。
		都市整備局	② 都市整備局は、区市町村からの結果の報告を集約し、その結果を災害対策本部、復興本部総括部及び関係局に提供する。

1 都民被害の状況把握

項目名	(3) 家屋・住家の被害状況の把握 (応急)
<p>家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討するうえで必要不可欠であるとともに、がれき処理基本計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定等、都民生活再建のための施策立案及びその実施に当たっての重要な基礎資料となるものである。</p> <p>東京都は、区市町村が実施する家屋被害状況調査に対し、都職員及び被災区市町村以外の地方公共団体職員等の応援体制を整備する。また、家屋被害状況調査の調査結果は都市計画地理情報システム(GIS)で集約・整理することにより、その共通的な活用と都民への公表が円滑にできるようにする。</p> <p>また、被災者の生活再建のために必要となるり災証明書の発行に際しては、住家被害認定調査により住家の損壊程度を認定する必要がある。</p>	

■震災前の行動

具体的な行動	所管部署	備考
○ 区市町村は、家屋の被害状況を把握する調査の実施体制づくりを準備する。	都市整備局 区市町村	○ 家屋被害程度の周知と区市町村の調査実施体制の整備を図る
○ 都と区部は、り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報について連携を図る。	主税局 特別区	○ り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定を締結し、都が保有する家屋台帳情報を区に提供する。

■震災後の行動

具体的な行動	実施時期	所管部署	備考
ア 家屋被害概況調査 (第1次調査)	被災直後～ 1週間	区市町村	① 区市町村は災害情報システム(DIS)により被害状況等を東京都災害対策本部に報告する。また、区市町村災害対策本部に集積する情報等により被害が大きいと見込まれる地区について、現地踏査により補足調査を行い、被災の激しい地区(町丁目単位)について、DIS・電子メール等により都市整備局に報告する。(P201～P204参照)
	被災後～ 2週間	都市整備局	② 上記の被害概況の報告等をもとに、被災の激しい地区のうち市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区について、建築基準法第84条に基づく建築制限区域を定める。
イ 家屋被害状況調査 (第2次調査)	被災後 1週間程度 ～1か月	区市町村	① 区市町村は、家屋被害状況調査を実施する。 ② 区市町村は、上記調査結果を整理して、家屋被害台帳を作成し、DISにより都市整備局に報告する。(P205～P220参照)

具体的活動名	実施時期	所管部門	取組の方向
ウ 家屋被害状況調査(第2次調査)への応援体制整備	被災後1週間～1か月	都市整備局	<p>① 都市整備局長は、総務局長と協議して、建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。また、必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学に対して、並びに災害対策本部を通じて他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行なう。</p> <p>② 都市整備局長は、災害対策本部を通じて区市町村からの応援要請を受けた場合、応援人員の配分についての総括調整を行い、地域別に「家屋被害状況調査応援班(仮称)」を組織する。また、被災区市町村に協力して、被災地近傍での宿舍の確保など必要な受入れ体制の整備を行う。</p>
エ 家屋被害状況調査(第2次調査)実施協力	被災後1週間～1か月	応援班	① 家屋被害状況調査応援班(仮称)は、被災区市町村に協力して、被害調査を実施する。
		主税局(都税事務所)	② 主税局(都税事務所)は、区部の被害状況調査に当たり、区から要請があったときは、必要な建物情報(所在、所有者、構造、床面積等)及び家屋現況図を区に提供する。
オ 調査結果等の集約	被災後1か月以内	都市整備局	<p>① 都市整備局は、区市町村が作成した家屋被害台帳を集約し、GISを活用した都全域の被害状況図及び家屋被害台帳を作成し、災害対策本部及び復興本部(関係局)に提出する。</p> <p>② 整理した被害状況図を区市町村にDISで送付し、公表する。</p>
		生活文化局	① 生活文化局は、広報紙等を通じて短期間のうちに都民及び関係団体に公表する。
カ 住家被害認定調査	被災後1か月以内	区市町村	<p>① 区市町村は、り災証明書発行のため、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府)」に基づき被害認定調査を行う。</p> <p>② 調査結果は、区市町村において、建物情報(所在、所有者、構造、床面積等)、住民基本台帳情報等のデータとともに蓄積し、さらに各種施策の適用状況のデータが蓄積できるようなデータベース化を図ることが望ましい。</p>

1 都民被害の状況把握

項目名	(4) 住民の被害・被災後の生活状況の把握 (共通)
<p>住民の被害状況については、家屋・住家等の被害状況を面的に把握するだけでなく、被災世帯毎に、それぞれの居住場所や生活について、被災前後の状況、今後の意向等を把握して、適切な住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。</p> <p>このため、区市町村が実施主体となり、避難所滞在者、自宅残留者、域外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</p> <p>東京都は、被災区市町村に対する応援及び全体的な総括調整を行うとともに、調査結果を集約・整理し、応急的な住宅及び恒久住宅の供給計画の策定、復興都市計画の策定並びに地域保健福祉体制の整備等のための基礎資料として活用する。</p> <p>なお、上記の実態調査に際し、調査担当者は、調査項目以外であっても特に気づきの点があれば、これを関係各方面に連絡し、必要な措置をとるよう努めなければならない。</p>	

■震災後の行動

調査項目	実施時期	実施機関	実施内容
ア 被災者生活実態調査の実施準備	被災後 1 週間程度	福祉保健局 都市整備局 総務局等 区市町村	<p>① 福祉保健局及び都市整備局は、被災状況からみて調査が必要と認められる区市町村と調整し、調査方法についてP87別紙1の案、調査項目・調査票様式及び集計フォーマットについてP88別紙2及びP89別紙3の様式をもとに定める。なお、調査項目等を定めるに当たっては、当該区市町村において活用するものと、都に集約して活用すべきものを明確に区分し、都が報告を受ける項目については必要最小限にとどめるよう努めるものとする。</p> <p>② 福祉保健局は、被災区市町村に対し、調査実施を依頼するとともに、様式等を周知徹底する。</p> <p>なお、実地調査については、必要により、地域福祉需要調査と一体のものとして実施することとし、この場合は、その旨被災区市町村に周知する。</p> <p>③ 福祉保健局は、被災区市町村からの要請があった場合、応援体制等を整備する。</p>
イ 被災者生活実態調査の実施・応援	被災後 1 週間程度～1 か月	区市町村 東京都	<p>① 被災区市町村は、災害要配慮者対策班等とも連携して、被災者生活実態調査を実施する。</p> <p>② 都及び被災地域以外の地方公共団体職員は、被災区市町村の調査実施に協力する。</p> <p>③ 被災区市町村は、応援職員に対し、調査の手順について、周知徹底する。</p>

具体的行動名	実施時期	所管部局	実施方法
ウ 調査結果等の集約	被災後1か月程度	区市町村	① 調査を実施した区市町村は、集計フォーマットに従って調査結果を集計し、福祉保健局に報告する。調査結果は、区市町村において、家屋被害状況調査結果のデータとともに蓄積し、データベース化を図ることが望ましい。
		福祉保健局 総務局	② 福祉保健局は、区市町村から報告を受けた集計結果を取りまとめ、復興本部を通じて関係各局に提供する。

別紙1

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕

	被災者の居所		
	(従前居住区市町村)	(他の被災区市町村)	(被災地域外)
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り（福祉保健局調整）
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)

①調査月日	月 日	②調査員	所属	氏名		
③調査場所	避難所(学校名等)			自宅(住所)		
	その他(施設名または住所)					
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態		健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載	
	被災前の住宅の状況 I	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃貸 民間賃貸 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
被災前の住宅の状況 II	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける					
被災前の住宅の状況 III	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける					
被災前の住宅の状況 IV	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける					
被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける					
今後の意向 I	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 アパート・マンションでもよいか ※○を付ける					
今後の意向 II	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給 有/無 ※○を付ける) 現在の職業 仕事再開見通し(見通しが立っている/立っていない ※○をつける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関する事 健康に関する事 介護に関する事 教育に関する事 仕事に関する事 収入に関する事 その他() ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける					

別紙3

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)報告書

区市町村名		担当	部	課	(担当者)	係
世帯の状況						
被災世帯数		被災者総数		高齢者数		児童数
避難所		ケガをした人		要介護		乳児
応急的住宅		うち要医療		上記のうち重症者(再掲)		幼児
自宅等		病氣の人		要支援		その他
その他		うち要医療		その他		
				不明		
住宅の状況						
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV		(参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅
持家		一戸建て		木造		
借地・持家		長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造		
公営住宅		共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造		
公団賃借		共同建て(マンション)		鉄骨造		
公社賃借		その他		コンクリートブロック造		
民間賃借		被災前の住宅の状況 III		その他		
給与住宅(社宅・寮)		居住専用		わからない		
その他		居住・産業併用				
		その他				
被災後の現状			今後の意向 I		今後の意向 II	
そのまま住むことができる			自宅に住み続けたい		都外に移りたい	
住むことはできるが修理が必要			公共賃貸住宅に移りたい		都内に住み続けたい	
住むことができない			民間賃貸住宅に移りたい			
分からない			持家を購入したい			
その他			その他			
収入状況等					※世帯種別	
世帯の平均収入		生活保護受給世帯			65歳未満の単身世帯	
暮らしの上で困難なことや不安なこと			必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯	
住まいに関すること			高齢者の入所施設(介護保健)		夫婦のみ	
健康に関すること			高齢者の入所施設(その他)		高齢者夫婦のみ	
介護に関すること			身体障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳未満)	
教育に関すること			知的障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳以上)	
仕事に関すること			障害児の入所施設		夫婦と高齢者	
収入に関すること			その他の入所施設		夫婦と高齢者と子供(18歳未満)	
その他			ホームヘルパー		その他	
			デイサービス			
			ショートステイ			
			訪問看護			
			保育所			
			障害者の作業所			
			生活保護			
			その他			

1 都民被害の状況把握

項目名	(5) 区市町村が作成する被災者台帳情報の収集（復興）
<p>平成 25 年の災害対策基本法改正により、区市町村において被災者台帳を作成できることが定められ、これらの被災者台帳の情報について、一定要件の下、他の自治体等に提供することが可能となった。このため、被災区市町村が、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき「被災者台帳」を作成している場合には、その情報の提供につき、区市町村に依頼し、庁内での活用を図る。</p>	

■震災前の行動

具体的な行動	実施時期	担当部署	内容
○ 被災者台帳作成やり災証明書発行を迅速に行えるシステムの、区市町村への導入促進		総務局 総合防災部	○ 区市町村担当課長会等での説明や区市町村職員向けの訓練・研修を通じ、導入を促進していく。
○ 区市町村被災者台帳情報の、具体的な活用内容の検討		総務局 総合防災部 関係各局	○ 区市町村から被災者台帳情報について提供を受けることができた場合に、情報を活用する部署・業務・活用する具体的情報等について、整理しておく。

■震災後の行動

具体的な行動	実施時期	担当部署	内容
ア 区市町村への被災者台帳情報の提供依頼	被災後1か月程度～	総務局 総括部	① 区市町村に対して、災害対策基本法第90条の4に基づき被災者台帳情報を都に提供することを依頼する。
イ 被災者台帳情報の活用	被災後1か月程度～	総務局 総括部	① 総務局は、区市町村から提供された被災者台帳情報につき、関係部署の復興施策に必要な情報に限って提供する。 関係部署は提供された情報を、各分野の復興施策検討等に活用する。
		各局	② 関係各局は、提供された情報を、各分野の復興施策検討等に活用する。

3 都民生活の復旧・復興状況把握

項目名	(1) まちの復旧・復興状況の把握 (復興)
<p>被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取組みが進められることとなる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握して、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。</p> <p>住宅や施設等、まちの復興状況を把握するには、目視等により面的に把握する方法と、建築確認受理、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況から把握する方法とが考えられる。</p> <p>被害状況調査と同様に、復興状況のデータ等についても都市計画地理情報システム (GIS) で集約・整理し、その共同活用と都民への情報提供が円滑にできるようにする。</p>	

■震災前の行動

具体的な行動名	所管部署	実施方法
○ 復興情報として集約する項目等の検討	各局	○ 既存の調査を活用して、復興情報として集約する項目等について検討する (P99 別紙 1)。
○ 復興情報としてデータベース化する項目等の検討	都市整備局 総務局	○ GISを活用して、復興情報をデータベース化する項目等について検討する (P100 別紙 2)。

■震災後の行動

具体的な行動名	実施時期	所管部署	実施方法
ア 建築確認申請受理状況の把握集約	被災後～	都市整備局 区市	① 都市整備局長は、建築物の建築等に関する申請及び確認の状況について、一定の期間毎に集約・整理する。 ② 都市整備局長は、建築主事を置く区市に対し、同様の指示を行う。
イ 都市復興状況の把握	被災後 1 か月～	都市整備局	① 都市整備局長は、区市町村において復興地区区分が指定された場合、その地区区分毎に市街地復興の状況を把握する。
ウ 生活関連施設の復旧・復興状況の把握	被災後 1 か月～	各局 総務局総括部	① 各局は、所管する生活関連施設の復旧・復興状況を把握し、都市整備局及び復興本部に報告する。 ② 総務局総括部は、電子都庁推進計画の具体化その他 IT 化の進展に応じたシステム、ソフト等を活用して、復旧・復興状況を集約し、都民及び関係機関に対して情報提供を行う。
エ 復旧・復興施策、計画の進行管理	随時	総務局総括部 (※)	① 復興本部は、復旧・復興の進捗状況を把握し復興施策及び計画の進行管理を行う。 ② 問題が生じた場合は、適切な措置が講じられるよう全体調整を行う。

※ 復興総局 (P65 参照) が設置された場合、「総務局総括部」は「復興総局」と読み替える。

別紙1

震災後の被害状況等に対応した復興関連情報 所管局一覧

復興分野	復興関連情報	所管局
1 復興体制	震災復興方針など	復興本部
	復興基金	総務局
2 復興財政	震災復興に係る財政計画	財務局
3 都 税	申告・納付等期限の延長など	主税局
4 相談体制	被災者総合相談所の設置など	生活文化局
5 都市の復興	都市復興基本方針など	都市整備局
6 住宅の復興	応急仮設住宅等の提供など	
7 道路の状況	被災箇所：(目標物)～(目標物)など	建設局
8 河川の状況	被災箇所：護岸、堤防、水門、分水路、工作物など	
9 都立公園の状況	都立公園活用状況(災害時)など	
10 港湾等の状況	被災箇所：港湾、空港、漁港など	港湾局
11 環境保全	環境保全事業など	環境局
12 医療	医療機関の復旧情報など	福祉保健局
	都立病院の運営情報	病院経営本部
13 福祉	社会福祉法人等の再建支援など	福祉保健局
14 保健	公衆浴場の営業情報など	
15 中小企業施策	仮設工場・仮設店舗の設置状況など	産業労働局
16 観光施策	都市イメージ回復情報の発信など	
17 雇用・就業施策	雇用維持助成金など	
18 相談・指導	特別相談窓口の設置	
19 消費生活	消費生活相談の実施など	生活文化局
20 学校教育	《公立学校》 授業再開(避難所縮小・閉鎖)など	教育庁
	《私立学校》 授業再開(避難所縮小・閉鎖)など	生活文化局
21 ボランティア等	ボランティア関連情報(活動拠点・需要等)	生活文化局
22 外国人への支援	外国人災害時情報センター	
23 社会教育施設等	社会教育施設等の再開	教育庁
24 文化・社会教育	文化施設等の再開	生活文化局

別紙2 GISを活用してデータベース化する項目（「〇復興情報のデータベース化等」関係）

区分	項目	根拠法令
建築制限等	第一次建築制限区域	建築基準法第84条
	被災市街地復興推進地域	都市計画法第10条の4 被災市街地復興特別措置法第7条
復興対象地区	重点復興地区・復興促進地区・復興誘導地区	市街地復興整備条例（区市町村）
復興都市計画	都市施設 （道路・鉄道・公園・緑地・河川 等）	都市計画法第11条
	市街地開発事業 （土地区画整理事業・市街地再開発事業 等）	都市計画法第12条
任意型事業	都市防災総合推進事業 防災生活圏促進事業 住宅市街地整備総合整備事業 （密集住宅市街地整備型）	各補助要綱
地区計画 等	地区計画・建築協定	都市計画法・建築基準法

3 都民生活の復旧・復興状況把握

項目名	(2) 都民生活の再建状況等の把握 (復興)
被災都民の生活の再建状況等を把握するため、区市町村と密に連絡し、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。 また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、都民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。	

■震災後の行動

具体的な行動	実施時期	実施部署	実施内容
ア 各種支援施策の適用状況の集約	被災後1か月～	各局 総務局総括部(※)	① 各局は、区市町村と連携して都民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。 ② 総務局総括部は、各局及び区市町村等の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
イ 被災者生活実態調査(フォロー調査)の検討・実施	被災後3か月～6か月程度	総務局総括部(※) 福祉保健局 区市町村	① 被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、被災区市町村と協議・検討を行う。 ② フォロー調査を実施する場合は、P86の手順に準じて対応する。 ③ 手法として、仮設住宅や避難居住地への郵送アンケート調査も検討する。
ウ その他都民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	随時	総務局総括部(※)	① 総務局総括部は、電子都庁推進計画の具体化その他IT化の進展に応じたシステム、ソフト等を活用して、都民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等も把握し、都民生活の再建状況等及び問題点について整理する。
エ 区市町村が作成する被災者台帳情報の活用	随時	総務局総括部(※)	① 被災区市町村が、災害対策基本法第90条の3に基づき「被災者台帳」を作成している場合には、その情報の提供につき、区市町村に依頼する。
オ 都民生活の再建状況等の把握に基づく施策の進行管理	随時	総務局総括部(※)	① 総務局総括部は、都民生活の再建状況等の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。 ② 問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

※復興総局(P65参照)が設置された場合、「総務局総括部」は「復興総局」と読み替える。

第1章 復興体制の構築

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

2 住民の被害・被災後の生活状況の把握

項目名	(1) 住民の被害・被災後の生活状況の把握
<p>住民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。</p> <p>このため、避難所滞在者、自宅残留者、域外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</p> <p>なお、調査担当者は、調査項目以外であっても特に気づいたことがあれば、これを関係各方面に連絡し、必要な措置をとるよう努める。（参考：資料1-29、30 P235～P236）</p>	
実施主体	区市町村（担当課）
都の支援体制等	<p>（担当課）福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課</p> <p>（支援内容）</p> <p>① 調査実施方法（案）及び調査様式（案）等の作成〔事前〕</p> <p>② 被災後の生活状況の改善に向けた、住宅対策や福祉対策のための基礎資料の提供</p> <p>③ 被災区市町村からの要請があった場合における応援体制等の整備</p>

■震災前に準備すべき事項

--

■震災後の行動

具体的な行動内容	実施時期	実施内容
ア 被災者生活実態調査の実施準備	被災後1週間程度	<p>① 都と調整し、調査方法・調査項目・調査票様式及び集計フォーマットについて定める。（資料1-31、32 P237～P238参照）</p> <p>② 調査員の任命・調査拠点など実施体制を構築する。</p> <p>③ 実地調査については、必要により、地域福祉需要調査と一体のものとして実施する。</p> <p>④ 必要に応じて、都福祉保健局に応援を要請する。</p>
イ 被災者生活実態調査の実施	被災後1週間程度～1か月	<p>① 要配慮者対策班等と連携し、被災者生活実態調査を実施する。</p> <p>② 応援職員に対し、調査の手順について、周知徹底する。</p> <p>③ 被災していない場合は、被災区市町村の調査に協力する。</p>
ウ 調査結果の集計	被災後1か月程度	<p>① 調査結果は、家屋被害状況調査や住家被害認定調査のデータとともに蓄積し、データベース化を図る。</p> <p>② 集計フォーマットに従って調査結果を集計し、都福祉保健局に報告する。（資料1-33 P239参照）</p>

具体的行動	実施時期	実施場所・実施方法
		③ 被災者台帳を作成している場合には、被災者生活実態調査の、被災者台帳への取り込みについても検討する。

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

5 住民生活の再建状況等の把握

項目名	(1) 住民生活の再建状況等の把握
被災住民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。 また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、住民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。	
実施主体	区市町村 (担当課)
都の支援体制等	(担当課) 総務局総合防災部防災管理課、福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課
	(支援内容) ① フォロー調査の実施について、被災区市町村と協議、検討を行う。

■震災前に準備すべき事項

--

■震災後の行動

実施の行動名	実施時期	実施の手法・担当事業
ア 各種支援施策の適用状況の集約	被災後1か月～	① 各部課は、住民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。復興本部は、各部課の報告に基づき、都復興本部に報告する。 ② 復興本部は、各部課の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
イ 被災者生活実態調査(フォロー調査)の実施	被災後3週間～6か月程度	① 被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。 ② 手法として、仮設住宅や避難居住地への郵送アンケート調査も検討する。
ウ その他住民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	随時	① 住民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、住民生活の再建状況等及び問題点について整理した後、必要に応じて都復興本部に情報提供する。
エ 被災者台帳情報の提供	随時	① 災害対策基本法第90条の3に基づき「被災者台帳」を作成している場合には、要請に基づき都の関係局に情報提供する。
オ 住民生活の再建状況等の把握に基づく施策の進行管理	随時	① 復興本部は、住民生活の再建状況等の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。 ② 復興本部は、問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

システムに記録される項目

1 固定資産家屋課税台帳による家屋情報（東京都から文京区へ提供を受ける項目）

(1) 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目

事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積

(2) 共有者ファイル

事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子

(3) 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード

2 住民情報

世帯番号、住民種別、住民状態、氏名、通称名、アルファベット氏名、漢字併記氏名、世帯主氏名、現住所、性別、生年月日、続柄、住民票記載住民年月日、異動年月日、異動事由、異動届出年月日

3 被災者情報（文京区から東京都へ提供する予定の項目）

※ 被災者台帳のうち、罹災証明書を発行する際に、文京区が作成した被災者に関する情報を指す。

東京都が被災者生活再建支援業務を行うためには、これら以外の被災者台帳の情報が必要になることも考えられ、東京都へ提供する情報の項目は、今後の協議の結果、追加される可能性がある。

(1) 住家の罹災状況

罹災家屋等の所在地、罹災原因、罹災家屋等の種類及び罹災の程度

(2) 建物被害認定調査の結果内容

住家の被害程度、見取図、現場写真

(3) 生活再建支援状況の管理

被災者（主に世帯主）の住所、氏名、電話番号等連絡先、支援事業の名称及び実施状況



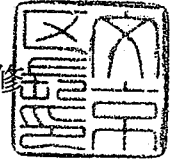
30文総総第882号
平成30年11月12日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成30年度諮問第2号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条の3第2号及び第14条第2項第4号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について

2 諮問の趣旨

保健サービスセンターでは、対象となる妊産婦・未就学の乳幼児及びその家族に関する様々な情報を取り扱っているが、その中で、相談事業等を通じて、思想、信条、宗教、犯罪歴といった、個人情報保護条例第7条本文に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）を収集している。

母子保健システムを導入するに当たっては、収集禁止事項もシステムに記録することになるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。

あわせて、母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであるとされ、厚生労働省から、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組として、予防接種を受けていない家庭に対する受診勧奨を行い、子どもや家庭の状況の把握に努めることが示された。

予防接種の受診状況については、原則として、健診時等に母子手帳の提示をもって確認を行うが、健診拒否等により受診状況が確認できない場合、予防接種管理システムの情報を活用する必要がある。これは、個人情報保護条例第14条第1号に規定する個人情報の目的外利用に該当するため、同条第2項第4号の規定に基づき、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用することについて、貴審議会のご意見をお伺いする。

母子保健システム導入に係る個人情報の取扱いについて

1 経緯

母子保健事業は、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）など様々な根拠法令に基づき実施されている。妊産婦や子どもの健康増進、疾病の早期発見、療育支援、児童虐待の発生子予防などを目的とし、乳幼児健診や、母親学級・両親学級・育児学級などの教室、親子講演会、地区担当保健師等による電話・面接相談や訪問指導といった、いくつもの方法を組み合わせて、対象となる妊産婦・未就学の乳幼児及びその家族にアプローチしている。

現在は2か所ある保健サービスセンターが、担当地区の各個人の出産時からの母子保健情報を、それぞれ母子健康管理票（紙台帳）により管理し、保管しているが、（ア）各種健診及び事業の際には、管理ロッカーからの対象となる個人の母子健康管理票を取り出して準備する必要があるが、手作業で引き抜いて準備するため、相応の時間が必要となっていること、（イ）健診等の準備のために引き抜かれた母子健康管理票は、別の場所で保管されるため、随時入る区民からの相談に、母子健康管理票を探し出せず過去の経過を把握した状態に対応することができない場合があること、（ウ）各保健サービスセンターそれぞれの管轄地域外の区民に対応するための情報収集に時間を要することなどの問題がある。

このような現状から、迅速な区民対応、各種統計処理の効率化及び妊娠時からの切れ目ない対応を図ること等を目的として、母子保健システムを導入する。

2 システムの概要

- (1) 現在、母子健康管理票に手書きで記載し、紙で管理している健診情報、事業参加記録情報を含む母子保健情報について、母子保健システム稼動以降の情報をデータベース化し、管理する。
- (2) 住民基本台帳システム及び予防接種管理システムと連携し、妊娠届出時の情報から出産、各種健診の情報及び予防接種記録等を網羅するシステムとする。
- (3) タブレット端末を導入し、健診時、事業実施時にリアルタイムでの情報入力を可能とする。タブレット端末は無線LANを基本とし、母子保健システム専用のネットワーク環境を整備し、シビックセンター8階北側、3階の保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所に限定して使用する。
- (4) サーバは、入室管理されている情報政策課管理のマシン室内に設置されている仮想サーバを使用する。

3 システムに記録される個人情報

(1) 対象者及び人数

未就学児及び妊婦（妊娠届出書提出者）

約16,000人（未就学児 14,000人＋妊娠届出者 2,000人）

(2) 取り扱う情報

氏名、個人番号、住所、電話番号、生年月日、性別、家族構成、親族関係、職業、健康状態、病名・病歴、障害の有無、診断結果、出産回数、出産予定日、学校名（保育園及び幼稚園名を含む。）、転居歴、健診データ、事業参加記録、事業利用記録、相談記録（思想、信条、宗教、人種、犯罪歴）※、住居の状況、公的扶助

※【収集禁止事項について】

思想、信条、宗教、人種、犯罪歴の情報については、母子保健業務の目的を達成するため、相談等の中でこれらを収集し、多角的・総合的に判断し、対応するためのものであり、事前に文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて決定した例外基準表の整理番号5に該当するため、収集禁止事項の収集が例外的に認められている。

4 セキュリティ対策

- (1) 情報は、タブレット端末本体には蓄積せず、サーバで蓄積・管理を行う。
- (2) 乳児全戸訪問事業等でタブレットを庁外へ持ち出す際には、必要な情報のみタブレット内にダウンロードし、帰庁時にタブレット内情報をサーバに吸い上げる。
- (3) タブレット端末内蔵ディスクは暗号化処理し、第三者が読み取ることはできない。
- (4) タブレット端末は、生体認証（顔）及び記憶（暗証番号）の二要素認証によりセキュリティ対策がされ、個人番号の取扱は行わない。
- (5) 職員ごとに権限を設定し、職務権限以外の情報へのアクセス制限を実施する。
- (6) タブレット端末を使用しない場合には、鍵付きの保管庫に保管する。受付用端末は、盗難防止策としてワイヤロックを設置する。
- (7) アクセスログは保存し、定期的にシステム管理者が確認する。

5 個人情報の取扱いについて

(1) 諮問事項

ア 電子計算組織への記録の禁止について

現状の母子健康管理票は紙に手書きで記載するものとなっているため、次のような問題点がある。

- (ア) 保健サービスセンターが2か所あり、担当地区の母子保健情報を、それぞれが母子健康管理票で管理しているため、管轄が異なる区民からの問合せに迅速に対応できない。
- (イ) 対象者の母子健康管理票の引き抜き作業に、かなりの時間を要する。
- (ウ) 母子健康管理票が健診準備等で別の場所に保管されている場合、区民からの相談があった際に、内容確認に時間が掛かり、迅速に対応できない。
- (エ) 職員間での即時の情報共有が困難である。
- (オ) 訪問時など、庁外に母子健康管理票を持ち出した際、紛失するリスクがある。
- (カ) 国や都へ提出する統計数値の作成に膨大な時間を要している。

このような課題についてシステム化を行うことにより、解決が図られるが、上記「3(2) 取り扱う情報」のとおり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条に規定する個人情報を、母子保健システムに記録することになるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、運営審議会の意見を聴くものである。

イ 目的外利用（予防接種情報の利用）について

母子保健法第5条では、国及び地方公共団体の責務として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めること、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策が子どもの虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意しなければならないことと定めている。

また、厚生労働省からの通知（「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）」平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）において、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組みが整理され、その中で、予防接種を受けていない家庭に対する受診勧奨を行い、子どもや家庭の状況の把握に努めることとされた。

予防接種の受診状況について、原則として、健診時等に母子手帳の提示をもって確認を行うが（本人直接収集）、健診拒否等により受診状況が確認できない場合、予防接種管理システムの情報を活用する必要があるが、これは個人情報保護条例第14条第1項に規定する個人情報の目的外利用に該当するため、同条第2項第4号の規定に基づき、運営審議会の意見を聴くものである。

なお、個人情報を目的外利用したときは、その旨を本人に通知しなければならないが、虐待が疑われる保護者に通知することは、業務の円滑な実施を困難とするため、個人情報保護条例第14条第2項第4号の規定に基づき、事前に運営審議会の意見を聴いて決定した「本人同意のない目的外利用における本人あて通知の省略基準表」の整理番号1に該当するとして、本人宛て通知は省略するものである。

(2) その他

ア 住民情報の利用について

住民基本台帳システムとの連携により、住民情報を利用することが可能となるが、これは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条に基づくものであり、住民基本台帳の利用目的の範囲内と整理できる。

イ 母子保健事業における個人情報の利用について

保健サービスセンター及び健康推進課では、妊娠・出産・子育てに関する各種相談や、健康診査等、母子保健に関する各種事業を行うことで、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、それぞれの情報を共有することにより、妊産婦や乳幼児等に対して、切れ目ない支援の提供を目指しているところである。

なお、事業で収集した情報を共有することは、個人情報の目的外利用に該当するが、各事業において収集した個人情報を切れ目ない支援の実施のため、母子の支援に必要とされる範囲で利用する旨の本人同意をとるため、本件は、個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づく、本人同意を得た目的外利用に該当する。

6 今後の予定

平成31年4月～12月 システム開発
平成32年1月～ システム運用開始

特定個人情報保護評価(PIA) 取組状況

○ 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

○ 取組状況について

特定個人情報保護評価に関する規則第14条(※)に基づき、年に1回、全課に対して、公表済みの評価書の見直し及び対象人数の変更等に伴い新たに評価を実施する事務がないか、調査を行っている。

平成30年度は、個人番号を利用する事務(個人番号利用事務・個人番号関係事務)における「対象人数」及び「取扱者数」について重点的に見直しを行った。その結果、公表している評価書に変更があった事務及び新たに評価を実施した事務はなく、9月に見直し後の評価書を個人情報保護委員会へ提出した。

※ 特定個人情報保護評価に関する規則

第14条 評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。

1 基礎項目評価実施事務

No.	評価書名	法令上の根拠	実施日	担当部署
1	軽自動車税に関する事務	番号法別表第一第16項	平成27年4月22日	税務課
2	国民健康保険に関する事務	番号法別表第一第30項	平成27年6月29日	国保年金課
3	国民年金に関する事務	番号法別表第一第31、83項	平成27年6月29日	国保年金課
4	後期高齢者医療に関する事務	番号法別表第一第59項	平成27年6月29日	国保年金課
5	生活保護に関する事務	番号法別表第一第15項	平成27年8月7日	生活福祉課
6	児童手当支給事務	番号法別表第一第56項	平成27年8月7日	子育て支援課
7	児童扶養手当支給事務	番号法別表第一第37項	平成27年8月7日	子育て支援課
8	子ども・子育て支援に関する事務	番号法別表第一第94項	平成27年8月7日	幼児保育課
9	精神障害者保健福祉手帳に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	番号法別表第一第14、84項	平成27年8月7日	予防対策課
10	難病医療費助成制度に関する事務	番号法別表第一第98項	平成27年8月7日	予防対策課、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所
11	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務	番号法別表第一第10項	平成27年8月7日	予防対策課
12	障害児通所給付費の支給に関する事務	番号法別表第一第8項	平成27年8月7日	障害福祉課
13	障害者総合支援法に関する事務	番号法別表第一第84項	平成27年8月7日	障害福祉課
14	身体障害者手帳の交付に関する事務	番号法別表第一第11項	平成27年8月7日	障害福祉課
15	介護保険に関する事務	番号法別表第一第68項	平成27年8月7日	介護保険課
16	母子保健に関する事務	番号法別表第一第49項	平成27年12月28日	健康推進課、保健サービスセンター
17	心身障害者等福祉手当の支給に関する事務	文京区独自利用条例別表第一第5項	平成29年10月30日	障害福祉課
18	福祉タクシー利用券の交付に関する事務	文京区独自利用条例別表第一第6項	平成29年10月30日	障害福祉課

2 重点項目評価実施事務

No.	評価書名	法令上の根拠	実施日	担当部署
1	住民基本台帳関係事務	番号法第7、16、17条 住基法第5、6、7、8、12の1、12の4、14、24の2、30の6、30の10、30の12	平成27年2月5日	戸籍住民課
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務	番号法別表第一第16項	平成27年4月22日	税務課

3 対象人数が1,000人未満のため、特定個人情報保護評価は実施していない事務

No.	事務名	法令上の根拠	担当部署
1	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	番号法別表第一第40項	生活福祉課
2	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	番号法別表第一第43項	生活福祉課
3	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務	番号法別表第一第48項	生活福祉課
4	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	番号法別表第一第50項	生活福祉課
5	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	番号法別表第一第53項	生活福祉課
6	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務	番号法別表第一第62項	生活福祉課
7	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	番号法別表第一第9項	生活福祉課
8	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	番号法別表第一第45項	生活福祉課
9	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	番号法別表第一第63項	生活福祉課
10	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	番号法別表第一第70項	予防対策課
11	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	番号法別表第一第41項	高齢福祉課
12	特別児童扶養手当	番号法別表第一第46項	子育て支援課
13	知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所措置、費用徴収に関する事務	番号法別表第一第34項	障害福祉課
14	福祉手当(障害児福祉手当及び特別障害者手当)に関する事務	番号法別表第一第47項	障害福祉課
15	身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所措置、費用の徴収に関する事務	番号法別表第一第12項	障害福祉課
16	公営住宅管理事務	番号法別表第一第19項	福祉政策課
17	自立支援医療(育成医療)に関する事務	番号法別表第一第49項	健康推進課
18	療育の給付に関する事務(児童福祉法)	番号法別表第一第7項	健康推進課
19	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	番号法別表第一第8項	生活福祉課
20	自動車燃料費の助成に関する事務	文京区独自利用条例別表第一第7項	障害福祉課
21	精神障害者福祉手当条例に基づく手当支給事務	文京区独自利用条例別表第一第8項	予防対策課

○ 特定個人情報保護評価の再実施について

個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報保護評価指針」において、「評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価書を再実施するよう努めるものとする。」と規定されている。

本区では、平成26年度末から平成27年度に評価を実施した事務が18事務あるため、平成31年度中に再実施を行うこととする。

(1) 再実施の方法

初回の評価実施時は、「文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会」を設置し、重点項目評価を実施する事務について、評価書の記載内容の適合性及び妥当性を点検した。

よって、再実施においても、重点項目評価を実施する事務については、評価書の記載内容について、「文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会」にて点検するものとする。

(第三者点検委員会は平成27年11月に廃止となり、委員会の機能を運営審議会が引き継いでいる。)

(2) スケジュール(案)

平成31年6月	各課に対して、特定個人情報保護評価書の再実施を依頼。
平成31年10月～12月	運営審議会を開催(開催回数は未定)
平成32年1月	再実施後の特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会へ提出・公表

(3) 再実施対象事務(担当部署)

- ① 住民基本台帳関係事務(戸籍住民課)
- ② 個人住民税の賦課・徴収に関する事務(税務課)
- ③ 軽自動車税に関する事務(税務課)
- ④ 国民健康保険に関する事務(国保年金課)
- ⑤ 国民年金に関する事務(国保年金課)
- ⑥ 後期高齢者医療に関する事務(国保年金課)
- ⑦ 生活保護に関する事務(生活福祉課)
- ⑧ 児童手当支給事務(子育て支援課)
- ⑨ 児童扶養手当支給事務(子育て支援課)
- ⑩ 子ども・子育て支援に関する事務(幼児保育課)
- ⑪ 精神障害者保健福祉手帳に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(予防対策課)
- ⑫ 難病医療費助成制度に関する事務(予防対策課、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)
- ⑬ 予防接種法による予防接種の実施等に関する事務(予防対策課)
- ⑭ 障害児通所給付費の支給に関する事務(障害福祉課)
- ⑮ 障害者総合支援法に関する事務(障害福祉課)
- ⑯ 身体障害者手帳の交付に関する事務(障害福祉課)
- ⑰ 介護保健に関する事務(介護保険課)
- ⑱ 母子保健に関する事務(健康推進課、保健サービスセンター)

※このうち、現時点において、重点項目評価は①及び②の事務のみ。

死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて

1 見直しの経緯

平成28年度に、「故人の要介護認定の状況が分かる資料、認定調査を受けていた場合には認定審査会での判定資料」について、遺族から自己情報開示請求があった。

実施機関（介護保険課）は、遺族の自己情報とはみなせないとして非開示決定処分を行ったところ、当該処分について審査請求が提起された。

本件対象資料は、相続した財産または損害賠償請求権そのものに関する情報ではなく、審査請求書において、遺族が生前、故人と交流が断たれていた旨の記載があり、社会通念上、遺族の個人情報とみなせるほど、遺族が故人と特別な関係があったとは言えないことから、本件対象資料は、開示請求者である遺族自身の個人情報として取り扱うものとは認められないとの裁決がなされた。

その際、文京区情報公開及び個人情報保護審査会から、「事務要領における審査基準に関する説明は、具体性に欠ける面があり、特に「死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなすことのできる場合」については、実施機関の判断により、多様な解釈が生じるおそれもあるところ、このことは、死者の個人情報も、生存する個人に関する情報と同様に適正に管理するべきとしている条例の趣旨の逸脱につながる可能性を否定できない。したがって、死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましいと考えられる。」との付言がついた。

また、死者に関する情報の開示の考え方につき、各課からの問合せも毎年一定数あり、案件によっては、その判断に苦慮することもある。死者に関する情報の取扱いについて整理することが求められているところでもある。

以上の経緯を踏まえ、死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、見直しを行う。

2 現状の死者の情報の取扱いについて

- (1) 死者に関する情報については、個人情報に含めて取り扱うこととしている。死者に関する情報であっても適正に管理すべき必要性は、生存する個人に関する情報と異なるからである。（個人情報保護制度事務要領 P.4）
- (2) 死者に関する情報について、次の場合に該当する時には、開示請求者（遺族等）自身の個人情報として取り扱うものとしている。（個人情報保護制度事務要領 P.92）

- ① 遺族の個人情報でもありと考えられるもの
 - ア 相続した財産に関する情報
 - イ 相続した損害賠償請求権に関する情報
- ② 死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報

- (3) 「死者との特別な関係」についての解釈の全庁的な周知内容は以下のとおり。

当該情報について請求者が死者と同視しうる立場にあるとみなされるような事情がある場合は、請求者の自己情報として請求を認める運用です。

(死亡した未成年者の情報を親が請求する場合や、介護保険の認定状況に関する情報を、認定申請などを代行し、被認定者を介護していたなどの状況にある親族が請求する場合など)【文京区個人情報保護制度事務説明会資料抜粋】

- (4) いかなる請求の趣旨であっても開示非開示の判断は変わらない。それが相続争いの解決の手段として請求されたものであっても、純粋な遺族の情から請求されたものであっても、上述の3つの情報のいずれかに該当するかどうかで判断している。
あくまで、死者の名誉・プライバシーを守ることを前提に、死者の個人情報＝請求者自身の個人情報と考えられる場合に限り開示を認めているものである。

3 23区における死者の情報の取扱い (詳細は別紙のとおり)

- (1) 開示請求できる者の範囲を限定している区

⇒ 千代田区、中央区、北区、板橋区、江戸川区

【例】千代田区

○ 個人情報保護条例施行規則

(開示請求のできる遺族)

第10条 条例第19条第2項に規定する遺族は、当該死亡した区民等の二親等以内の親族又は同居していた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)とする。

- (2) 開示請求できる者の範囲及び情報を限定している区

⇒ 新宿区、目黒区、中野区、練馬区、江東区、足立区、文京区、港区、杉並区、葛飾区

【例】新宿区

○ 死亡した者に係る個人情報の遺族等への提供事務処理要綱(平成17年8月31日決定)

① 死者である被相続人から相続した財産に関する情報

当該財産を相続した者

② 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

当該損害賠償請求権等を相続した者

③ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して相続以外の原因

により取得した権利義務に関する情報

当該権利義務を取得した者

- ④ 死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報
当該未成年者の親権者であった者
 - ⑤ 死者に関する診療情報等で、社会通念上、遺族への開示が相当と認められる情報
当該死者の父母、配偶者若しくは子（これらの者に法定代理人がいる場合の当該法定代理人を含む。）又はこれらの者から当該情報の提供を受けることについて委任を受けた弁護士
- ※ 死亡した者に係る個人情報の遺族等への提供事務処理要綱」に基づき「外部提供」と位置付けて、遺族へ提供している。

(3) 開示請求できる情報を限定している区

⇒ 台東区、荒川区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、墨田区

【例】台東区

○ 運用基準

- ① 請求者自身の個人情報でもあると考えられるもの
 - ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるもの
- ※ 法定相続人であれば、相続が確定していなくても認めている。

4 今後のスケジュール（案）

- ・ 全庁調査及び各課へヒアリング
- ・ 審議会へヒアリング結果を報告
- ・ 文京区における基準内容を検討

(別紙)23区における「死者の個人情報」の取扱いについて

	1 「個人情報」を「生きている個人に関する情報」に限定している。	2 「死者の個人情報の取扱い」に関する規定		3 「死者の個人情報」の取扱い（概要） （死者の個人情報を開示できる者について）
		条例・規則	要綱・要領用 事務規程	
千代田区	○	○	-	① 二親等以内の親族 ② 同居していた配偶者
中央区	×	○	-	① 配偶者又は一親等の親族 ② ①から職務上の委任を受けた弁護士・司法書士・税理士 ③ 児童福祉法第47条第1項の児童福祉施設の長その他 ④ その他これらに準ずる事情があると区長が認める者 ※ 任意的な開示（サービス）という位置づけで、行政処分として行われるものではないため、行政不服審査法等による救済措置はない。
港区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報でもありと考えられる情報 ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権、慰謝料請求権に関する情報 ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報 ア 未成年者である自分の子どもに関する情報 イ 同居の配偶者に関する情報 ※ ただし、死者が生前に通常他人に知られたいと考えたであろうと認められる情報は、この限りではない。
新宿区	×	-	○	① 死者である被相続人から相続した財産に関する情報 当該財産を相続した者 ② 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 当該損害賠償請求権等を相続した者 ③ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報 当該権利義務を取得した者 ④ 死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報 当該未成年者の親権者であった者 ⑤ 死者に関する診療情報等で、社会通念上、遺族への開示が相当と認められる情報 当該死者の父母、配偶者若しくは子（これらの者に法定代理人がいる場合の当該法定代理人を含む。）又はこれらの者から当該情報の提供を受けることについて委任を受けた弁護士 ※ 死亡した者に係る個人情報の遺族等への提供事務処理要綱」に基づき「外部提供」と位置付けて、遺族へ提供している。
文京区	×	-	○	① 相続した財産に関する情報 ② 相続した損害賠償請求権に関する情報など、遺族の個人情報等でもありと考えられるもの ③ 死者との特別の関係により開示請求者の個人情報等とみなすことができる場合
台東区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報でもありと考えられるもの ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるもの ※ 法定相続人であれば、相続が確定していなくても認めている。
北区	×	○	-	① 自己情報に係る本人の配偶者 ② 自己情報に係る本人の直系尊属の者 ③ 自己情報に係る本人の直系卑属の者 ④ 自己情報に係る本人の兄弟姉妹
荒川区	×	-	○	① 死者の情報が請求自身の個人情報とも考えられる情報 ※ 法定相続人であれば、相続が確定していなくても認めている。
品川区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報 ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど、請求者と密接な関係がある情報

	1. 「個人情報」を「生きている個人に関する情報」に限定している	2. 死者の個人情報の取扱いに関する規定		3. 「死者の個人情報の取扱い」概要 (死者の個人情報を開示できる者について)
		条例、規則	要綱、要領、解釈、運用	
目黒区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報でもありと認められるもの ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど、請求者と密接な関係がある情報 ア 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報 イ 近親者の死に関する事実確認等のための遺族からの開示請求に応じていくことが適当と判断される場合における必要な情報 ③ 請求権者の範囲は、配偶者、子、父母、故人により生活を維持されていた同居の兄弟姉妹
大田区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報であると考えられる情報(相続等) ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報(死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報等)
世田谷区	×	-	○	① 請求者自身の個人情報でもありと認められる情報 ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報
渋谷区	○	-	○	① 死者の個人情報が同時に本人以外の者の個人情報とも言える場合等(相続等、請求者と密接な関係がある情報)
中野区	×	-	○	① 死者である被相続人から相続(遺贈を含む)を受けることができる者 ② 死亡した時点において未成年であった子に関する情報を請求できる者又は死亡者の法定代理人 → 請求できる情報は、相続や遺贈の権利・義務等を正しく判断するための相続や財産に関する情報に限定。
杉並区	×	-	○	① 死者の情報が死者の遺族の個人情報となる場合
豊島区	×	○	×	① 請求者自身の個人情報であると考えられる情報 ② 社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報
板橋区	×	○	×	① 民法第390条の規定により、死亡した区民等の相続人となる配偶者 ② 民法第887条第1項の規定により、死亡した区民等の相続人なる子又は同条第2項の規定により、死亡した区民等の相続人となる代襲者(同条第3項の規定により準用する場合を含む。) ③ 民法第389条の規定により、死亡した区民等の相続人となる者 ④ 死亡した区民等に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との間に民法第887条第1項の規定により相続人となる子がいる場合における、同法第818条又は同法第819条の規定により死亡の直前に当該死亡した区民等の親権者であった者
練馬区	×	×	○	① 請求者自身の個人情報であると考えられる情報とその請求ができる者 ア 死者である被相続人から相続した財産に関する情報 → 死者である被相続人から当該財産を相続した相続人 イ 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 → 死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人 ウ 近親者固有の慰謝料請求権や遺贈等、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 → 死者の死に起因して相続以外の原因により当該権利義務を取得した者 ② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とその請求ができる者 ア 死亡した時点において、未成年であった親権のある子に関する情報 → 死者の親権者であった者 イ 被保険者であった死者の医療保険、介護保険等に関する情報 → 死亡した時点において死者を扶養または世話していた親族(事実上婚姻関係にあった者を含む。)

	1 「個人情報」を生ずる個人に関する情報に限定してはならない	2 死者の個人情報の取扱いに関する規定		3 「死者の個人情報の取扱い」規定(死者の個人情報を開示できる者について)
		民法、規則	条例、要綱が適用	
墨田区	○	×	○	① 死者の情報が請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報 ② 社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報
江東区	×	×	○	① 相続人 → 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報 ② 死者の法定代理人であった者 ③ 死者の配偶者であった者又は遺族 → 診療録及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
足立区	×	○	-	① 民法の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者 → ただし、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等の自己情報とみなすことができるものに限る。
葛飾区	○	-	○	① 遺族や相続人自身の個人情報であると考えられる情報 ア 遺族等が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 イ 遺族等が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により遺族等が取得した権利義務に関する情報 ② 社会通念上遺族等の個人情報とみなせるほど死者と密接な関係がある情報 ア 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報
江戸川区	×	-	○	① 相続人

＜参考＞死者の個人情報の取扱いに関する規定(条例・規則)

	具体的な規定
千代田区	<p>○個人情報保護条例 (自己情報等開示請求権) 第19条(略)</p> <p>2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者(以下「遺族」という。)は、実施機関の保有個人情報で当該死亡した区民等に係る部分(以下「死者の個人情報」という。)について、当該実施機関に対し、開示請求をすることができる。</p> <p>3 実施機関は、前2項に規定する開示請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報(以下「自己情報等」という。)を除き、開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 遺族による開示請求であって、開示することが開示の対象となる者(以下「開示対象者」という。)の利益に反すると認められるもの</p> <p>(6)、(7)(略)</p> <p>4(略)</p> <p>○個人情報保護条例施行規則 (開示請求のできる遺族) 第10条 条例第19条第2項に規定する遺族は、当該死亡した区民等の二親等以内の親族又は同居していた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)とする。</p>
中央区	<p>○個人情報の保護に関する条例 第26条の4 実施機関は、本人が死亡している場合、疾病等により療養している場合その他の実施機関が定める事由に該当する場合において、実施機関が定める者から保有個人情報の開示の申出があったときは、当該申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合に限り、当該申出の全部又は一部に応じることができる。</p> <p>○個人情報の保護に関する条例施行規則 (任意的開示に係る事由等) 第15条の3 条例第26条の4の実施機関が定める事由は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 本人が死亡している場合</p> <p>二 本人が疾病等のため、開示請求の手続を行うことが著しく困難であって、かつ、法定代理人を有しない場合</p> <p>三 前二号に準ずる事情があると区長が認める場合</p> <p>2 条例第26条の4の実施機関が定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族</p> <p>二 本人又は前号に掲げる者から、職務上の委任を受けた弁護士、司法書士及び税理士</p> <p>三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十七条第一項の児童福祉施設の長その他法令の規定により本人を保護し、又は監護する者</p> <p>四 前三号に準ずる事情があると区長が認める者</p>
北区	<p>○個人情報保護条例 (開示の請求) 第19条(略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により、開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、当該開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一、二(略)</p> <p>三 第24条第2項の規定により本人に代わって未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、任意代理人又は規則で定める遺族(以下「法定代理人等」という。)による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められる情報</p> <p>四～八(略)</p> <p>3、4(略)</p> <p>○個人情報保護条例施行規則 (遺族) 第7条の2 条例第19条第2項第三号に規定する規則で定める遺族は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 自己情報に係る本人の配偶者</p> <p>二 自己情報に係る本人の直系尊属の者</p> <p>三 自己情報に係る本人の直系卑属の者</p> <p>四 自己情報に係る本人の兄弟姉妹</p>

具体的な規定	
豊島区	<p>○個人情報等の保護に関する条例 (開示請求権) 第16条 1、2 (略) 3 死亡した区民等の遺族で規則で定める者(以下「遺族」という。)は、実施機関に対し、当該死亡した区民等に関する保有個人情報等の開示を請求することができる。</p> <p>○個人情報等の保護に関する条例施行規則 (開示請求のできる遺族) 第11条の2 条例第16条第3項の規則で定める者は、当該死亡した区民等の2親等以内の血族及び配偶者とする。</p>
板橋区	<p>○個人情報保護条例 (開示の請求) 第19条 (略) 2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者(以下「遺族」という。)は、実施機関に対し、その保有する当該死亡した区民等に関する個人情報(以下「死者の個人情報」という。)の開示を請求することができる。 3 (略) 4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報(以下「自己情報等」という。)については、開示しないことができる。 (1)～(4) (略) (5) 遺族による開示請求であって、開示することにより当該死亡した区民等の利益に反すると認められるもの (6)、(7) (略) 5、6 (略)</p> <p>○個人情報保護条例施行規則 (遺族の範囲) 第10条の2 条例第19条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 民法(明治29年法律第89号)第890条の規定により、死亡した区民等の相続人となる配偶者 (2) 民法第887条第1項の規定により、死亡した区民等の相続人となる子又は同条第2項の規定により、死亡した区民等の相続人となる代襲者(同条第3項の規定により準用する場合を含む。) (3) 民法第889条の規定により、死亡した区民等の相続人となる者 (4) 死亡した区民等に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との間に民法第887条第1項の規定により相続人となる子がいる場合における、同法第818条又は同法第819条の規定により死亡の直前に当該死亡した区民等の親権者であった者</p>
足立区	<p>○個人情報保護条例 (開示の請求) 第23条 1～4 (略) 5 死者の保有個人情報については、民法(明治29年法律第89号)の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者(以下「法定相続人等」という。)は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等の自己情報とみなすことのできるもの(以下「自己情報」という。)に限り、法定相続人等の自己情報として開示請求することができる。</p>